

生産性向上モデル実証事業実施規程

29 食流機構第 84 号
平成 29 年 5 月 30 日

第 1 趣旨

我が国では、近年の訪日外国人観光客の増加とともに、2019 年のラグビーワールドカップ、2020 年には東京オリンピック・パラリンピックなど国際的な大規模イベントが控えていることもあり、政府は、サービス産業チャレンジプログラム(平成 27 年 4 月 15 日日本経済再生本部決定)において「2020 年までにサービス業の労働生産性の伸び率が 2.0%となることを目指す」という目標を掲げている。他方、少子高齢化・人口減少社会を背景として労働力人口の減少を通じた労働投入量の減少する可能性がある。外食・中食産業は、調理や盛りつけなど人手を要する工程が多い労働集約的な産業であり、また、家族経営等の中小事業者が多く、規模拡大による合理化・効率化が図れていない現状があり、人材が集まりにくく、労働力・人材不足が恒常化している。

本事業では、これらの社会的な情勢や外食・中食産業の状況を踏まえ、社会における IT 技術の果たす役割が大きくなったことや経済におけるサービス業の重要性が増してきたことから、付加価値向上とサプライチェーンを含む産業全体の効率化を図るため、外食・中食産業の生産性向上に資する取組を促進する。

本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、国産農産物消費拡大対策事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)、国産農産物消費拡大対策事業交付要綱(以下「交付要綱」という。)、食のサービス産業イノベーション推進対策事業実施要領(以下「実施要領」という。)及び本規程に定めるところによる。

第 2 交付対象

外食・中食産業において、サービス工学等の異分野の知見を活用した業務の最適化、IT・ロボット技術の導入、業務の共同化等に取り組むことで、より高い生産性と高水準のサービス提供を実現するモデル的な取組に対して補助を行う。

第 3 モデル実証実施主体の要件

1 本事業を実施するモデル実証実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 外食事業者又は中食事業者
- (2) 中食・外食産業の生産性向上に資する取組を行いうる事業者

2 モデル実証事業者は、モデル実証事業を実施するうえで対象となる技術等について具体的に手法が定まっており、生産性向上に資する事業を的確に遂行する組織、人員等を備えているものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、共同提案も可とするが、その場合にあっては、代表申請者を定め、その組織に属する本事業の総括管理者を設置する必要がある。

- (1) 農林水産省の機関から指名停止の措置を受けていないほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていないこと。
- (2) 既に農林水産省又はその他の省庁(所管する独立行政法人等の外郭機関を含む。)の実施する実証制度・事業に提案申請中の案件は、当該案件と同一の内容の場合は、本事業

- に重複して提案申請することができない。
- (3) 共同提案をする場合、原則、申請者と委託又は請負に係る契約等を締結すること。

第4 補助対象経費等

1 補助対象経費

生産性向上検討会費（委員謝金、委員旅費、資料作成費等）、現地調査員手当、調査員旅費、食材費、物流費（本事業の実施のために要したことが明らかなものに限る。）、分析費、消耗品費、生産性向上機器リース料（アプリ等利用料金を含む）、エンジニア賃金、報告書作成費等

2 留意事項

- (1) 人件費の算定については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日22経第960号）に準ずる。
- (2) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して行うもののみとする。
- (3) 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、事業の助成の対象としない。
- (4) モデル実証実施主体は、モデル実証事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該モデル実証事業の運営上、一般の競争に付することが困難な場合または不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (5) モデル実証実施主体は前項により契約しようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、別記様式第1号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のないものについては、競争入札等に参加させてはならない。

第5 補助率

補助額の上限・下限、補助率及び採択予定件数は下表のとおり。

補助金額	補助率	採択予定件数
100万円(下限)～1500万円(上限)	定額	4件程度

第6 モデル実証事業の実施期間

交付決定日～平成30年2月28日

第7 事業の実施

1 モデル実証実施主体の募集・選定

本事業は、国から補助金の交付を受けた公益財団法人食品流通構造改善促進機構（以下「事務局」という。）から補助を受けて、外食・中食産業において生産性向上に資するモデル事業に取り組むモデル実証実施主体を募集する。

- (1) 事務局は、事業実施に際して、外食・中食産業において専門知識を有する有識者からなる検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、モデル実証実施主体を公募により採択する。
- (2) 公募を受けて、補助金の交付を受けようとするモデル実証実施主体は、別記様式第2号別添1及び2を用いて事業実施計画書を作成し、事務局に提出する。
- (3) 委員会は、補助金の交付を受けようとするモデル実証実施主体が第3の規定による要件に合致するか、作成した事業実施計画書が、生産性向上に十分に寄与する内容であるか等について審査を行うものとする。なお、事務局は、モデル実証実施主体を公募するごとに、委員会の審査を受けるものとする。
- (4) 事務局は、前号の規定による審査の結果、適切と判断された事業実施計画書を取りまとめ、実施要綱第5の規定により国に事業実施計画承認申請書を提出し、国から事業

実施計画の承認を受けた場合は、当該事業実施計画を作成した補助金の交付を受けようとするモデル実証実施主体に対し、審査の結果を通知するものとする。

2 事業実施計画の変更

- (1) モデル実証実施主体は、以下に該当する計画の変更を行う場合は、別記様式第3号により事業実施計画変更承認申請書を事務局に提出しなければならない。ただし、本事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、第9第4項の規定による事業中止等承認申請書の提出を持って、これに代えることができる。
 - (ア) 事業の内容の追加又は削除
 - (イ) 補助対象経費の区分毎に配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の30パーセント以内の流用増域を除く
- (2) 委員会は、事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請を行おうとするモデル実証実施主体が作成した事業実施計画変更承認申請書又は事業実施計画中止等承認申請書が、適切であるか等について審査を行うものとする。
- (3) 事務局は、前号の規定による審査の結果、適切と判断された事業実施計画変更承認申請書又は事業実施計画中止等承認申請書を取りまとめ、実施要綱第5第1項の規定により国に事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請書を提出し、国から承認を受けなければならない。

3 事業の委託

モデル実証実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項の別記様式第2号別添2の8の「事業の委託」の欄に記載することにより事務局の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は、補助金額の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業の着手

モデル実証事業は、補助金の交付決定後に着手するものとする。

第9 交付申請等

1 申請手続

- (1) 委員会による審査の結果において承認の通知を受けたモデル実証実施主体が、補助金の交付を受けようとする時は、交付申請書を別記様式第5号により、事務局に正副2部を提出するものとする。
- (2) モデル実証実施主体は、前号の規定による申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 交付決定の通知

事務局は、第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべき者と認めるときは速やかに交付決定を行い、別記様式第6号によりモデル実証実施主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

3 申請の取り下げ

モデル実証実施主体は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を事務局に提出しなければならない。

4 計画中止又は廃止の承認

モデル実証実施主体は、モデル実証事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第4号の事業中止等承認申請書正副2部を事務局に提出し、承認を得なければならない。

第10 事業の成果目標

モデル実証実施主体は、以下を踏まえて事業計画において成果目標を定め、事務局に報告するものとする。成果目標は、モデル実証実施主体における労働生産性の伸び率を対前年比3.0%とする。

第11 事業の実施状況報告及び実績報告等

- 1 モデル実証実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第7号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに正副2部を事務局に提出しなければならない。
- 2 採択後、モデル実証実施主体は、事業の進捗状況等の確認について、事務局から求めがあったときは速やかに報告する。この時、事務局が行う調査等に協力をしなければならない。
- 3 モデル実証実施主体は、事業終了後の翌年度から3年間は、毎年度、別記様式第8号により成果状況報告書を事務局に報告するものとする。
- 4 モデル実証実施主体は、モデル実証事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は平成30年2月28日のいずれか早い日までに別記様式第9号により実績報告書正副2部を事務局に提出しなければならない。（なお、リース方式により機械を導入した場合は、リース契約書の写しを添付すること。）
- 5 第9第1項第2号ただし書の規定により交付の申請をしたモデル実証実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これらを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 6 第9第1項第2号ただし書の規定により交付の申請をしたモデル実証実施主体は、第4項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額したモデル実証実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに事務局に報告するとともに、事務局の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況について、当該年度の補助金の額の確定のあった日の翌年5月末日までに、同様式により事務局に報告しなければならない。
- 7 モデル実証実施主体は、モデル実証事業の完了後も、事務局が成果報告会やシンポジウム等において、事業成果の発表を求めた場合速やかに報告するものとする。

第12 補助金の額の確定及び補助金の支払い

- 1 補助金の支払いは、事業終了後の精算払とする。事業終了前の支払（概算払）は原則として認めない。
- 2 事業終了後、事務局は、モデル実証実施主体より提出された実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき支払額を確定し、モデル実証実施主体に通知するものとする。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、原則、支払額の対象外となる。
- 3 事務局は、モデル実証実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命

ずるものとする。

- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13 交付決定の取消し等

- 1 事務局は、第9第4項の規定によるモデル実証事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合は、第9第2項の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) モデル実証実施主体が、法令本規程又は本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) モデル実証実施主体が、補助金をモデル実証事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) モデル実証実施主体が、モデル実証事業に関して不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、モデル実証事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 補助事業者が、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 事務局は、前項各号に掲げる事由に該当すると認められる場合において補助金交付決定の取消しをしたときは、モデル実証実施主体にその旨を通知するものとする。
- 3 事務局は、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。
- 4 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12第4項の規定を準用する。

第14 財産の管理等

- 1 モデル実証実施主体は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、また効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることがある。

第15 補助金の経理

- 1 モデル実証実施主体は、モデル実証事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と区分してモデル実証事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 モデル実証実施主体は、前項の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿と共に、モデル実証事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第16 事業費の低減

モデル実証実施主体は、本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動等を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第17 収益納付

- 1 モデル実証実施主体は、モデル実証事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別様式第11号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本

事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度の5月末日までに事務局に報告するものとする。ただし、事務局は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 事務局は、第1項の報告に基づき、モデル実証実施主体が相当の利益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、モデル実証実施主体に納付を命ずることができるものとする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、補助対象事業の実施に要する経費として確定した補助金の額の限度とする。

第18 報告

モデル実証実施主体のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書(別記様式第12号)を作成し、別記様式13号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務局に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の5月10日までに国に報告するものとする。

第19 事業実施主体による調査

モデル実証実施主体は、補助事業完了後も含め、国や事務局による調査依頼の要請があれば対応する必要がある。

第20 個人情報保護等に係る対応

- 1 モデル実証実施主体は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとする。
- 2 本条の規定はモデル実証事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

第21 提案申請に当たっての留意事項

提案申請書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の正否を問わず、事業実施計画書の作成費用は支給されない。

附則

この実施規程は、平成29年5月30日から施行する。